

随意契約理由書

工 事 名	(準)僧尾川改修工事その4
契 約 の 相 手 方	株式会社 HOURYU
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本工事は、準用河川僧尾川において河川整備目標流量を確保するため、河川断面の拡幅及び河川管理用橋梁の架設を行うものである。しかし、もとの橋梁は令和2年6月19日の大雨で崩落してしまい、代替の橋もないため、早期に工事を行う必要がある。</p> <p>本工事は、事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和3年2月3日に入札中止となった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当するため、上記業者と本工事の随意契約を行い、早期着手する。</p> <p>上記業者は、既に北区管内で河川改修工事を請け負っており、施工体制が整っている。また、過年度に本河川の工事を請け負っており、現場条件等を熟知している。そのため、上記業者に打診したところ、協議が整ったことから、本業者を選定した。上記業者に本工事の随意契約を行う。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局北建設事務所 (電話番号:981-5191)